

# むなかたアカデミークラブ規約

2025年 1月 31日

## 第1条 【名称と運営】

当アカデミーの名称は、「むなかたアカデミークラブ」(以下「当アカデミー」という。)とし、宗像市が主催し、株式会社グローバルアリーナが運営を行う。

## 第2条 【目的】

当アカデミーは、スポーツ 11 種目 13 教室を通じ、青少年の心身の健全な育成に資するとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

## 第3条 【活動】

当アカデミーの活動は、スポーツ庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び福岡県の「福岡県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」を踏まえたものとする。

- (1) 活動時間については、平日 2 時間程度、休日 3 時間程度で、平日と休日にそれぞれ週 1 日以上 of 休養日を設ける。ただし、大会等でやむを得ず活動する場合は、別途、休養日を設ける。
- (2) 年間の活動計画や月ごとの活動計画を策定し、会員や保護者に示す。
- (3) 「スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)」に準拠した運営を行う。
- (4) 会員の個性や自主性を尊重し、発達段階に応じた無理のない練習計画のもとに活動を行う。

## 第4条 【活動期間】

当アカデミーの活動期間は、原則として毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とする。

## 第5条 【入会】

当アカデミーへの入会を希望する者は、当アカデミーの定める申込方法によって入会手続き(会費入金を含む)を行うものとし、当アカデミーが入会を承諾した者を正式に会員(以下「会員」という。)とする。

- (1) 入会には会員の親権者その他の法定代理人(以下「保護者」という。)の同意を必要とする。
- (2) 会員および保護者は、入会申込時点で本規約の内容に拘束されることに同意したものとみなす。
- (3) 保護者は、当アカデミーが第 5 条で定める各種会費を当アカデミーの定める方法で、指定期日までに納めるものとする。

## 第6条 【会費】

クラブの形態で次のとおりとする。(※令和 7 年度)

- (1) 部活動連携型 1か月 1,500 円(スポーツ安全保険料含む)  
男子バスケットボール、女子バスケットボール、サッカーB、卓球、ソフトテニス、  
陸上短距離(短距離・長距離)女子ソフトボール、男子バレーボールB、女子バレーボールB、  
剣道、柔道
- (2) クラブチーム型 1か月 4,000 円(スポーツ安全保険料含む)  
軟式野球、サッカーA、バドミントン、男子バレーボールA、女子バレーボールA  
※但し、令和7年4月から8月は 男子バレーボールA、女子バレーボールAについては  
1か月 2,000 円(スポーツ安全保険料含む) (9月からは上記金額)